議会活性化に関する中間報告書

平成 29 年 2 月

朝日町議会活性化特別委員会

目　次

Ⅰ．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅱ．調査、検討する項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

Ⅲ．特別委員会での調査、検討経過について・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１．議会活性化特別委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

２．調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（１）議会報告会

（２）行政調査

Ⅳ．議会活動としての具体的な取り組みや実績・・・・・・・・・・・・・・・・15
１．議場への電子化導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

２．議会活動として位置づける議会報告会で聴取した住民の要望等を「平成 29 年度予算編成に向けた意見書」として本会議の中で提出・・・・・・・・・・・・・・15

３．議会基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

４．政務活動費の透明化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

５．議員報酬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

６．議員定数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

７．議員活動の長期休止における報酬削減・・・・・・・・・・・・・・・・・19

８．議決事件の条例化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

９．議会の災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

10．伊勢志摩サミットの会食に採用された朝日町ワインを讃えて・・・・・・・・19

11．議会広報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

12．模擬議会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

Ⅴ．おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

Ⅰ．はじめに

我が国の地方自治体は二元代表制をとっており、その一翼を担う議会は執行機関とは独立・対等の関係にあります。議会にはその重要な機能として、地方自治体運営の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能の２つがあります。

住民の直接選挙により選出される長と議会は、両者とも住民を代表する機関ですが、町長が単独制であるのに対して、議会は複数の代表で構成された合議制の機関であることに特徴があります。したがって議会には、その審議の場に多様な住民の意見を反映させ、審議の過程において様々な意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意形成し、政策を決定していくことが期待されています。

団体意思の決定に関する議会の権限については、地方自治法第 96 条において、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定など 15 項目が明示されていますが、さらに必要に応じて議会の議決すべき事件を条例で定めることができる旨規定されており、議会の権限強化のために条例化した自治体も少なくありません。

人口減少社会を迎え、合意形成が困難な課題が増大する中、地方議会が担う役割の重要性は日に日に高まっている一方で、投票率の低下や無投票当選の割合の増加（※1）に見られるように、地方議会に対する関心の低下や議員のなり手不足が深刻化しています。昨年夏の参議院議員選挙から 18 歳選挙権がスタートし、若者の政治参加への機運の高まりに期待が持たれるところではありますが、地方自治法第 109 条及び朝日町議会委員会条例第 5 条に基づき平成 27 年 12 月 11 日に「朝日町議会活性化特別委員会（委員長＝鈴木光一副議長）」を立ち上げ、町民が求める議会運営の方法についての調査研究、並びに、社会情勢の変化に対応した議員報酬や議員定数等に係る研修や検討会を、これまで数回にわたり実施してきました。

今般、予定した検討項目や行動実績を中間報告としてまとめたので報告します。

（※1）平成 27 年 4 月の統一地方選挙における町村議会の無投票当選や定数割の状況
○町村議会選挙…4,832 人が立候補し、総定数 4,269 議席のうち 22％に当たる 930 人が無投票当選した。
○町村長選挙…199 人が立候補し、43％に当たる 53 人が無投票当選した。

Ⅱ．調査、検討する項目

１．議員定数と議会活動

（１）議員定数と報酬

①現行の定数及び報酬について

②議員活動の長期休止における報酬減額の必要性について

（２）議会及び議員の役割の明確化

①議会基本条例の必要性について

②議決事件の条例化の必要性について

③議会の災害対応について

④政務活動費の透明化について

２．議会運営全般

（１）町民に開かれた議会運営

①議会活動に位置付ける議会報告会の開催について

（２）議会審議の活性化

①議会の電子化について

（３）議会広報の充実

①広報のモニターやアドバイザー制度の必要性について

②模擬議会の開催について

３．委員会の持ち方

・小委員会は設置せず全体の委員会で協議する。

・議員定数及び報酬についての研修会を開催する。

・議員定数及び報酬について、議会報告会の場で町民の意見を広く聴取する。

・議員定数及び報酬を優先して協議する。

・報告書は平成２９年２月まで作成し議長に提出する。

・条例等の改正を要するものは、出来る限り平成２９年３月議会に発議する。

Ⅲ．特別委員会での調査、検討経過について

朝日町議会活性化特別委員会の設置
平成 27 年 12 月定例会（12 月 11 日（金））において議決

１．議会活性化特別委員会

（１）第１回委員会

日　　時　平成 27 年 12 月 11 日（金）午後 3 時 30 分～
場　　所　議員控室
協議事項　委員長、副委員長の選出
・委員長に鈴木光一議員、副委員長に岡﨑吉博議員が選出される。

（２）第 2 回委員会

日　　時　平成 28 年 1 月 20 日（水）午後 1 時 30 分～
場　　所　役場第 2、3 会議室
協議事項　調査・検討する内容について
・議員報酬や議員定数のほか 3 頁に記載のとおり。
会議の進め方及びスケジュールについて
・小委員会は設置せず全体の委員会で協議する。
・協議の場として、月 1 回程度の委員会（研修会を含む）を開催する。
・平成 29 年 2 月までに議長へ報告書を提出する。

（３）第 3 回委員会

日　　時　平成 28 年 2 月 19 日（金）午後 1 時 30 分～
場　　所　役場第 2 会議室
研　　修　演題「議員定数と報酬の考え方と県内町村議会の現状並びに今求められる議会活性化について」
講師　山形県町村議会議長会 事務局長 武田裕樹氏

研修内容

①常任委員会と本会議の採決について

委員会で採決されたことが本会議で不採択となる例は、実際にある。委員会報告後の本会議で討論があった場合、その討論を聴いて心変わりするということはあり得る。つまり、委員会と本会議は別物であるということ。常任委員会への付託案件で委員長が採択（不採択）の委員会報告をした場合でも、本会議で反対の不採択（採択）に賛成することも当然にあり得る。「委員会で決定したことにその委員は本会議では従わなければならない」という先輩議員からの指導については、委員会を尊重するという立場で慣例として行なわれてきたことと理解すればいいのではないか。

そうなると、委員会の存在価値が問われるところでもあるが、ここで弊害の一つと言えるのが委員会の構成人数が少ないこと。今後、議員定数を議論していく上で切り離すことはできない。

②議員定数について

研修会の様子

過疎の地区では「減らさないでほしい」、中心部の比較的人口の多いところでは「減らすべきだ」、という意見がある中、４～５月に予定している議会報告会開催の際、ある区長から「議会の考えを示すべきなのでは」と言われていることについて、検討初期の場合、まずは一方的に聴くというスタンスで臨むべきではないか。

③議員報酬の基準について

もともとの基準はなく、近隣市町の横並びの意識で決定されている場合が多い。

④議会活動について

当選するまでは地域性や職域性はあるが、当選後は町全体を見渡す議員としての役割が発生するのは当然のこと。しかし、地区の代表としての性格があることは否めないので、定数が少なくなれば、その弊害は確実に出てくるはず。地域住民にその意識が足りないのかもしれない。

いずれにしても議会としては、地域や学校に積極的に出向く活動などをとおして、住民から認められる活発な議会活動を目指していかなければならない。

（４）第４回委員会

日　　時　平成 28 年 3 月 15 日（火）午前 11 時 15 分～

場　　所　議員控室

協議事項　委員長、副委員長の選出

・長岡啓治議長の逝去により岡﨑吉博副委員長が議長に就任。これに伴い、長岡裕二議員が副委員長に選出される。

（５）第５回委員会

日　　時　平成 28 年 4 月 21 日（木）午後 3 時 30 分～

場　　所　役場第２会議室

協議事項　議員定数に関する議会報告会の状況について

①町民の意見の主なもの

・削減の必要なし。

削減することでバラ色に変化するか？それよりもっと町民のために頑張って欲しい。

・削減は致し方ない。

近隣自治体の状況や社会情勢の変化を鑑みれば…。

・議会としての意思を示して欲しい。

報酬も合わせて、議員自ら判断すべきこと。町民に委ねるものではない。

②総括すると

・全体的に削減が前提という意見は少数で、定数削減よりもっと町民の意見を議会に届ける努力をして欲しいという、叱咤激励の声が多かった。

（６）第６回委員会

日　　時　平成 28 年 6 月 23 日（木）午後 9 時 00 分～

場　　所　役場第 2 会議室

協議事項　議員定数及び議員報酬について

①議員定数の論点整理

・議会のあるべき姿

・議員のあるべき姿

・適正な定数を検討する基本方針

②議員報酬の論点整理

・町の財政規模、人口、議員の仕事量や難易度は

・十分な議会、議会活動を行うためには

・議員定数との関係

（７）第７回委員会

日　　時　平成 28 年 7 月 21 日（木）午後 1 時 30 分～

場　　所　役場第 2 会議室

協議事項　議員定数及び報酬について

・議員定数

定数を減らすと議員一人当たりのエリアが拡大する。

町民の声を町政に届けるためには、議員同士の議論をもっと活発にするべき。その際、どれくらいの人数が必要か。

（８）第８回委員会

日　　時　平成 28 年 8 月 9 日（火）午前 9 時 30 分～

場　　所　役場第 3 会議室

研　　修　演題「議会活性化と議員定数と報酬の考え方について」

講師　新潟県立大学国際地域学部現代行政研究室

准教授　田口一博氏

研修内容

①町民の幸せのための議会活動とは…

■伊勢志摩サミットで朝日町ワインが使用されたことに関して

議会としてどういった対応が考えられるか。議会の役割は町がもっとよくなること。具体的には町のものが高く売れて、町に人が来て、定住する人が増えることだろう。外務省でワインを使ってもらうこと。知事や国会議員からワインを使ってもらう活動もあるだろう。議会でしかできないこと。まずもって、感謝決議書のようなもの

を持参し、現地の関係者の皆様にお礼に伺ってみてはどうか。サミットの次の東京オリンピックにワインを使ってもらう活動なども議会ならできる。

■限られた量しかない町特産のワインやりんごの現状について

カーブドッチワイン（新潟）が失敗した例あり。生産量を急に増やすことはできない。それより、もう少し高値で販売することを考えてもいいのではないか。流通過程を見直し沢山売るより、ここに来て飲んでもらうことで高く売れる。

また、ワインに合う料理を作る人を探すことが第一。ワインを通してどういうことをしたいのか。カーブドッチではワインはだめになったが、エステで何とかしている。朝日町には温泉があるので、エステを考えてもいい。若い女性の働く場にもなり得る。成功例だけでなく失敗例も調査してみるべき。

■空気の日（世界環境デー＝６月５日）を国民の祝日にする活動について

身近な例として、8 月 11 日の「山の日」は、全国的運動による要求が実現したもの。全国の仲間を増やすことが必要。空気で町が変わった自治体、例えば、コンビナートがあっても公害を克服した四日市市。空気で一緒に活動できる仲間を作ることから始めること。長崎県牡鹿町などでは、中国大陸からの影響で空気がひどく汚染されている。仲間を増やすことを政務活動としてやってもいい。

②議会活性化とは…

議会活性化の目的は、「町民の幸せのため議会として何ができるのか」ということ。そのためには、「1. 議員の合意」「2. 議運の開催」「3. 計画策定」「4. 評価検証」「5. 公表」が必要である。何を持って成果とするかは、町がよくなったことで評価する。具体的な目的は、議会が活性化することによって、まちが活性化し、人や仕事が増えることである。

それぞれの議員が役割分担をして、いつまで、誰が、何をするのかを決めて実行に移すことで、町民に議会活動を見える化すること。それが議会の活性化である。町や商工会などがやっていないことをやることで、議会の存在感が町民に認識される。その活動内容を、議会だよりにしっかりと掲載することも重要なこと。

具体例として…

■若い女性の意見を聴く

人口減の原因の一つは、18 歳以上の女性が町を一端出て行って、その後戻ってこないこと。若い女性の働く場がないことが問題だろう。最初にやるべきことは、若い女性の意見を聴くこと。「どんな仕事があれば朝日町に残ってくれますか？」と聴けばいい。聴かないと分からない。

また、公聴会とか参考人招致

田口先生による朝日・白鷹両町連絡協議会での講演

の制度はあるが、この町で、証人（選挙人のみ）を呼んだ例があるか。町民が議会に参加できる制度が、そもそもの証人制度である。18 歳選挙権がスタートし、選挙人の幅も広がった。やるかどうかは議運で検討すべきことだが、ぜひやってみるべき。

■高校生の意見を聴く

副読本等で小中学生の郷土学習への取り組みが行われているものの、実際に現在の町の課題についての学習はなされていないのが現状。町政への率直な意見を聴くなら、現時点では高校生しかいない。直接高校に出向いていって聴けばいい。

■議会だよりのキッズ版作成

議会の会議録を小中学校へ配布している自治体もある。議会だよりのキッズ版作成もいい。小学 5 年生が理解できる程度の文章で作成する。教え込むというよりは自由に学習する方式の方がよい。現在の町の課題について、「こういった考え方もあるし、こういう考え方もあります。あなたはどう考えますか？」という問い方もある。いろいろな立場からの考え方を示せる教材であってほしい。

③議会報告会について

同じ趣旨の元に全ての議員が同時に行う議会報告会は、立派な議会活動である。町民との対話につながる報告会にすべき。町外在住で町内に勤務している方の意見を聴くことも大切である。国や県の出先の人の意見も聴いてみる。例えば、りんご、ワイン、郷土料理などテーマを定めた議会報告会もあるのではないか。また、テーマを設定した議員同士の自由討論も考えられる。

また、議会報告会での意見と陳情請願の取り扱いをどうするか。請願と報告会の扱いは違う。町長の処理経過を検証しているか。「町長に言いました」で終わりではなく、その後どうなったかの検証を行うべき。

④議員定数について

減らしてよいことはあるか？ない。

定数を変えるなら、議長決裁を極力避けるようにするため、偶数（議長を除き奇数になるよう）にした方がいい。これは委員会についても同じ。現在は定数 12 で 3 常任委員会（内 1 つは議会広報常任委員会）。総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会に半数の 6 人ずつを配置している。委員長を除くと 5 人になるので委員長決裁も避けることができる。3 人では審議が尽くせない感があり、やはり最低 5 人は必要なのではないか。つまり、今の定数（12 人）がベストと考える。1 常任委員会 7～8 人が理想。

⑤政務活動について

議員各々の考え方はあるものの、議会として全体のコントロールは必要なこと。町のためなら互いの活動を尊重するはず。町を PR する意味で特産品のプロモーションも重要な政務活動の一つ。売るものはあるのにプロモーションが上手でない。この辺りのスキルアップも必要。

（9）第 9 回委員会

日　　時　平成 28 年 11 月 11 日（金）午前 9 時 45 分～

場　　所　役場第 2 会議室
協議事項　議会基本条例について
・条例化が必要な理由
議員としての基本姿勢を自ら知らしめるもの。
町民に見える議会を実現するには、早い段階での条例化が必要。
議員活動が縛られない内容にすべき。
憲章のような内容でまとめることができれば…。他の自治体にない画期的な内容に。
・条例化を必要としない理由
条例がない中でもこれまで十分にやってこられた。
基本的な心得や姿勢は議員として当たり前のこと。
条例化することで足枷になることは間違いない。
「条例にあるからやりました」では上辺だけの活動になりかねない。
・条例化するのか、しないのか。基本的な方向性を決める必要あり。
《採決の結果》必要あり…6 人、必要なし…2 人
以上の結果、条例化する方向で決定。平成 29 年度中に策定する。
議員定数と議員報酬について
・議員定数
定数を減らした西川、中山、舟形などの実態を調査すべき。結果的に、「失敗した！」という反省の声が共通のようだ。
・議員報酬
本来議員は、議員に専念することが大前提であるべき。それには、報酬アップは必須条件。
議員を職業として捉えることも必要。町民のために議員として働くことのできる環境づくりが必要。これが、若手議員の確保にもつながる。
審議は尽くした。次回の会議で結論を出す。

(10) 第 10 回委員会
日　　時　平成 28 年 12 月 19 日（月）午後 1 時 30 分～
場　　所　役場第 2 会議室
協議事項　議員定数と議員報酬について
・議員定数
議会は町政策の最終的な決定機関。議会としてのしっかりとした行動、議会の役割を果たしていくためには、ある程度の定数の確保が必要。
常日頃の活動の中で町民と一緒に語り合えるチャンスと、町にその声を届けて提言し実行して行くのが議員の役割。そのために、どれほどの議員数が必要か。議会としてしっかりと判断していかなければならない。
審議は尽くした。次回の会議で結論を出す。
・議員報酬

若手の発掘を考えた時、子育てできるくらいまでのアップは必要。
議員だけ報酬アップというわけにはいかない。町民が許さない。
報酬アップは、議員の頑張りが認められた時の話し。
《採決の結果》議員報酬は現状維持に決定。

(11) 第 11 回委員会

日　　時　平成 29 年 1 月 23 日（月）午後 2 時 00 分～
場　　所　役場第 2 会議室
協議事項　議員定数について
・記名投票による採決
《採決の結果》定数 12 の現状維持…5 人、定数 11 の 1 人減…4 人
以上の結果、議員定数は 12 人のまま現状維持に決定。

(12) 第 12 回委員会

日　　時　平成 29 年 2 月 21 日（火）午後 1 時 00 分～
場　　所　役場第 2 会議室
協議事項　政務活動費の情報公開について
災害発生時の議会対応「朝日町議会災害対策会議設置要綱(案)」について
議会活性化に関する中間報告書(案)について
平成２９年度議会報告会の持ち方について
議会基本条例の策定方法について

(13) 第 13 回委員会

日　　時　平成 29 年 2 月 24 日（金）午後 3 時 30 分～
場　　所　開発センター集会室
研　　修　演題「朝日町に帰ってきて思うこと」
講師　山形新聞社及び共同通信社
客員論説委員　清野勘一氏

研修内容

①無競争への町民の反応

選挙が行われないということは、町民の政治参加の機会が失われているということ。これは紛れもない事実。これまでの本委員会での検討の結果、朝日町は議員定数も議員報酬も現状維持を選択すると聞いた。この結果、2 年後の統一地方選がまた無競争となれば、現議員は自分の身分を守ったと捉えられても仕方がない。現状維持を選択した以上、現議員への責任はより重くなる。選挙が行われるよう、今後の議会の動きに期待したい。

②議員のなり手不足に現議員がどう対応していくか

■報酬や厚生年金加入など議員の処遇改善

定数を維持して報酬をアップするのは、現状厳しいものと思う。定数を半分にして報酬を 1.5 倍にするなど、思い切った取り組みもあるのではないか。厚生年金加入の件については、制度の廃止からあまり日が経っていないのに、何故この時期に？とい

う感じ。

そもそも、議員の処遇改善が議員のなり手不足解消につながるものではない。現議員に求められていることは、若い世代から議会に関心を持ってもらえる目に見える活動を行うこと。

■若い世代から議会に関心を持ってもらうためには…

・夜間議会や休日議会の開催

農家や自営業者しか議員になれない状況にあるとすれば、サラリーマンでも傍聴できる夜間議会や休日議会を一度行ってみてはどうか。新たな経費が発生するとか、前例があっても継続していないところが多いなど種々課題はあるようだが、まだ朝日町で実施したことがないのであれば、ぜひやってみるべき。

・模擬議会の開催

町民に関心を持ってもらうためには、小中高校生などによる模擬議会の開催に効果がある。

・参考人招致

政治参加の最たる手段として参考人招致がある。町議会にあまり馴染みのない制度なので、参考人にお願いする方から同意をいただくまでに難しいものはあるかと思うが、ぜひやってみるべき。議会に対する町民の目が大きく変わるはず。

・議員発議による条例化

執行部側の上程による条例化がほとんどであると思われるが、議会側の上程による条例化がもっとあって欲しい。乾杯条例や議会基本条例などが実例として挙げられる。

・議会広報紙

議会広報紙に町民が期待していることは何か。例えば、一般質問のページについて、議員の質問に町長が回答している内容だが、町民が期待しているのは町長の回答よりも執行部に対し議員がどんな切り口からどんな質問を行っているのかである。町長の答弁は可能な限り簡単明瞭にし、議員の質問内容をメインにすべき。また、執行部を賞賛するような表現は厳に避けるべき。議会が主となった構成と文章表現が必要である。

研修会の様子

２．調査

（１）議会報告会

①開催趣旨

平成 27 年 10 月に策定された「朝日町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成 28 年度本格的に進められるにあたり、住民自治の意思決定機関である議会の役割も大きい。町民福祉の向上にその役割を果たしていくためには、町民との対話を重ね、町民とともに活力ある町の発展を目指して努力することが重要。その一環として議会報告会を開催する。町内 18 会場に出向き、議会活動の状況報告や町政に関する意見の聴収に努めるとともに、議員報酬や議員定数、議会活性化に向けた意見をいただき、今後の議会活動に資する。

議会報告会の様子（前田沢公民館）

②開催時期及び時間

・開催時期　平成 28 年 4 月 19 日（火）、20 日（水）、21 日（木）
　　平成 28 年 5 月 10 日（火）、11 日（水）、12 日（木）

・開催時間　午後 7 時 30 分～午後 9 時 00 分

③開催場所（対象地区）計 18 会場

・中部 8 会場　宮宿公民館（本町、大町、元町、西原）、西町公民館（西町、栄町）、助ノ巻公民館（助ノ巻、雪谷）、前田沢公民館（前田沢、新宿、緑町）、四ノ沢公民館（四ノ沢）、友和館（小原、宿、沼向、平、大隅）、送橋公民館（古槇、送橋、下芦沢、水本）、上郷公民館（杉山、松原、宇津野、大滝）

・西部 6 会場　常盤公民館（常盤、夏草、長沼）、八ツ沼公民館（西船渡、八ツ沼、能中、高田）、太郎公民館（太郎 1～3、石須部）、立木公民館（立木、白倉）、松程公民館（松程）、大船木公民館（大船木、今平）

・北部 4 会場　大谷往来館（大谷 1～7）、舟渡公民館（中沢、真中、舟渡）、栗木沢公民館（栗木沢、川通）、大暮山公民館（大暮山、大沼）

④班の編成及び構成

・1 つの班に 2 常任委員会から入る 3 班編成で実施

（２）行政調査

①調査目的

人口の減少と少子高齢化が進行する中、将来の議会のあり方について、とりわけ山陰地方の同規模の町における現状と将来展望を調査し、今後の議会活動に資する。

②調査期日

平成 28 年 5 月 18 日（水）～20 日（金）

③調査場所

・京都府伊根町　・鳥取県智頭町　・鳥取県三朝町

④調査内容

・議員定数と議員報酬について　・議会基本条例について

・議会運営と議会報告会について　・まちづくりについて

⑤調査結果

・議員定数について

■伊根町　議員定数等調査特別委員会を設置しアンケート調査を実施している。昭和 29 年以降、町議会議員選挙は無投票 6 回、直近の選挙では定数 10 人に対して定員割れの 9 人が無投票で選出された。人口が減っても議会の仕事が減る訳ではないので、アンケート調査では半数（49%）の町民が現状でよいと回答している。伊根町長からは「人口 7,000 人の町で、定数についてあまり考え過ぎない方がよいのではないか」とのアドバイスをいただく。

調査の様子（京都府伊根町）

■智頭町　定数 12 人で現状は 1 人欠員の 11 人（内女性 1 人）。無投票はまだないが、町民から減らすべきという意見がある以上、何人が適当なのか 1 年かけて検討している。議員のなり手等、町民の意見を聴取しての検討が必要と考えている。

■三朝町　定数は 12 人。

・議員報酬について

■伊根町　近隣自治体と比較して府下最下位の報酬額である。しかし、アンケート調査ではこれでも多いという意見がある。議長 228 千円、副議長 173 千円、議員 148 千円である。

■智頭町　報酬は下がったことはあるが上がったことはなく、平成 10 年から変わっていない。県内でも高い方で議長 330 千円、副議長 246 千円、議員 229 千円である。

■三朝町　議員 220 千円で朝日町とよく似ている規模である。

調査の様子（鳥取県智頭町）

・議会基本条例について

■智頭町　鳥取県内で基本条例を制定しているのは 19 市町村中 7 団体。智頭町はそのうち 4 番目に制定。「基本条例を制定するのが目標でなく、町民のためにどれだけ実行できたかが問題」というスタンスで実行している。さらに、27 年度から「行政評価特別委員会」の制度を導入し、各事業の効果について議会が率先して点数をつけ事業評価を実施している。議会基本条例の解説文は誰でも理解しやすく実行できるものばかりで、とても参考になった。

■三朝町　平成 21 年 3 月に「地方自治法第 96 条第 2 項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例」を制定。同法第 96 条第 1 項に示されている通常一般的な議決事件（条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定など）のほかに、地方公共団体が独自に議決すべき事件を定めることができるもので、三朝町では、①総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止、②定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止の 2 事件を定めている。定住自立圏形成協定については、隣の倉吉市と締結。この条例で町の活性化に結び付いたとは言えないが、議会に緊張感を持たせる意義はあったとのこと。

・議会運営と議会報告会について

■伊根町　平成 23 年に議会活性化特別委員会を設置し、開かれた活発な議会活動、関連審議の報告などについて協議している。特に政策提言は特別委員会で確認し町長へ提出している。また、現在会議規則を改正し議場及び委員会にパソコン、タブレットの持ち込みが可能となった。また、議会に関するアンケート調査も実施している。

■智頭町　一般質問の方法は一問一答方式で一人 40 分以内。町長等に反問権を与えている。議会報告会は 6 人で 2 班編成、6 会場で年 1 回以上開催。町行政に対する要望提言は委員会で精査後に政策提言し、議会広報やホームページで公表している。人口減少と少子高齢化が進展する中、若者の提案に耳を傾けることでワークショップを立ち上げるなど、若い力を結集し地域づくりに生かしていくことの重要性を感じた。

■三朝町　議会報告会は年 2 回。会場は 6 つの地域協議会単位に実施している。参加者は 2 回合わせて 160 人ほど。まとめは朝日町と様式は同じである。その他に、10 人以上の団体等の要請に応じての開催を規定しているが、実績はまだない。議会報告会や意見報告会は、実施要項を規約化し義務付けしている。

調査の様子（鳥取県三朝町）

Ⅳ．議会活動としての具体的な取り組みや実績

１．議場への電子化導入

会議時の迅速な対応とペーパーレス化を図るため、スマートフォンやタブレット端末機器の議場への持ち込みを可能とした。

２．議会活動として位置づける議会報告会で聴取した住民の要望等を「平成 29 年度予算編成に向けた意見書」として本会議の中で提出

町政への住民の要望等を 2 常任委員会に分かれてそれぞれ内容を精査し、総務文教分野 6 項目、産業厚生分野 9 項目からなる「意見書」を作成した。次年度の予算編成に間に合うよう、従来の「要望書」から「意見書」に替えて 9 月定例会の中で町長に提出。次年度の予算編成の際にどのように反映されたかを検証する。

町政への町民の思いを「意見書」として鈴木町長に提出する岡崎議長（中央右）

３．議会基本条例

議会及び議員の役割を明確にする必要があることから、議会活動がいたずらに縛られることのないよう留意し、コンパクトで町民にも分かり易いものを作ることで意思統一。策定委員会を設置し、平成 29 年度中の策定に向け具体的に作業を行う。

４．政務活動費の透明化

政務活動費の使途が全国的に問題視されている。朝日町においては、政務活動に要する経費を明確にし、使途を更に厳格化し、朝日町情報公開条例施行規則及び朝日町議会政務活動費の交付に関する規則に従い、請求に応じて収支報告書の閲覧を行うほか、ホームページによる公開や議会だよりに掲載することで更なる透明化を図る。

５．議員報酬

（１）交わされた意見

《報酬アップが必要とする意見》

・若手議員の発掘を考えた時、子育てできるくらいまでのアップは必要と考える。町の諮問委員会（特別職報酬等審議会）に区長も入っている。案を提出し審議してもらうことも必要なのでは。

・定数を 1 名減にすることで、その分報酬を上げられるのでは。例えば、定数を 1 名減らし議員に月 1 万円、常任委員長に月 5,000 円プラスしても全体で 170

万円の減になる試算。

《報酬アップは必要ないとする意見》

- 町民の理解が得られるか？得られるはずがない。
- 他の特別職が下がっているのに、議員だけアップというわけにはいかない。
- 定数を減らしてその分を報酬に充てるなんてあり得ない。現状を勘案すれば上げることなどできない。
- 報酬アップは議員の頑張りが町民に認められた時の話し。

（２）結論

大江町、河北町、白鷹町、高畠町など、朝日町より高い町はあるが、朝日町の現報酬額は概ね県内の平均的額に位置しているので、議員一人ひとりの資質向上と議会全体の活性化に向け更なる努力を行うことを前提に、現状を維持するのが妥当と判断した。

以上の結果、議員報酬は「現状維持」に決定。

６．議員定数

（１）交わされた意見

《定数削減に賛成の意見》

- 選挙があってこそ議員の資質向上につながる。
- 選挙がないと公約が見えない（示せない）。
- 選挙が行われることで、活気ある新人議員とも政策論争ができる。
- 「争わずして誰もが議員になれる？納得できない」というのが町民の声。
- 定数に関し町民は敏感になっている。どちらかと言えば、減らすべきとの意見が多い。議員は町民の代表である。町民の声を尊重すべき。
- 町民には選ぶ権利がある。でも、無競争のため選べない。町民は、選挙ができないことに不満を持っている。
- 選挙は、有権者が候補者の政策を聞ける場であると同時に、これまでの議員活動を評価する場である。
- ある会場の議会報告会では削減に賛成の意見だった。「周辺の町が定数を減らしているのだから朝日町もやむを得ない」というのがその理由。
- 「我々には議員を選ぶ権利がある！定数がこのままだと、その権利が行使できない！」というのが町民の声。
- 全議員が頑張っていれば定数削減の声は上がらない。現状がそうでないから削減の声が上がる。議員の活動が見えないのでは。
- 率直な意見は「ふさわしくない議員を落とすこともできない！」だ。だから、選

挙して選ばれた人を議会に送り込むべき、というのが町民の意見。

- 近隣の同様の自治体と比較したら、減は致し方ない。それが町民の声。1 減が妥当と考える。
- 人口が減るから議員定数も減る、これが事実。町民の気持ちは「人口が減っているのに現状維持はない！減らすことで経費の削減にもなる」ということだ。
- 定数 12 の今期（4 年）のうち約 3 年間が 11 人の議員で進む現実も理解しなければならない。3 年間 11 人でも議会運営に支障がなかったら、否応なく定数 11 でもいいとなってしまうはず。
- これまで欠員 1 の 11 人で何の支障もなかった。11 人でも議会運営は可能だということだ。

《定数削減に反対の意見》

- 削減すべきという理由で「無投票では町民が議員を選べない」という意味が理解できない。選挙と議員定数は、それぞれ別にして考えるべきものだと思う。
- 無投票だと必ず削減？選挙になるまで削減をしていくという論法か。
- 定数を減らしても、立候補する人がいなければ無競争となる。より有能な人材を求めるならば、門戸を広くしておくべき。
- 減らせば減らすほど人口の少ない地区の意見が淘汰される。
- 朝日町は朝日町。他市町との比較を考える必要はない。この町で何人が適正な定数なのかを捉えるべき。
- 定数が減っての選挙となれば、当選ラインのハードル（最低獲得数）が上がることになるので、小集落からの出馬は困難になる。結果、小さい集落は大きい集落から飲み込まれてしまう。これでいいのか。
- 議会に関心が持てれば、定数がどうであれ選挙は行われるし、持てなければ、定数を減らしても無競争になる。
- 3 人の常任委員会では議論にならない。最低 5～6 人は必要。
- 将来このくらいの人口になれば定数〇に削減する、という方向性さえ示しておけば、みんなが納得するものと思う。
- 2040 年の朝日町の人口は 4,000 人になる。この実態をもっと見据え深く掘り下げて議論をしていかなければならない。
- 定数減にした結果、例えば西部からまた議員がいなくなる可能性もあるということ。そういったことも真剣に考えるべき。
- 「減らした方がいい」という町民の真の理由は？少なくとも「議員が一人減れば経費の削減につながり町の財政が潤う」などという理由をこれまで聞いたことが

ない。

- 定数を 1 減にしても次回の選挙、現在のまま 11 名の議員構成で行く可能性あり。それよりは、定数を現状維持し新人議員を呼び込むことで、今まで以上に議会を活性化していくことが重要なのでは。
- これまでの行政調査で、定数を減らしてプラスになったという話しはなかった。
- 定数が減るということは、町長に意見を述べる議員が減るということ。町長が思うままの町政になってしまう可能性あり。町民の意思が行政運営に反映される議会制（民主主義）が崩れる恐れもある。
- これまで定数削減を行ってきた近隣の自治体からは、現状を維持している朝日町を応援する声も。
- 議会の働き具合が試されている時なのかもしれない。当町の議会は、様々な党派があるが会派のような派閥はなく、これからも今まで以上に 12 名の議員で、他の自治体に負けない活躍を町民に示せる議会だと思う。
- これまで 5 回にわたる議会報告会。最初は減らすべきとの声が多かったが、最近では「定数の決定は議員自ら責任を持ってやるべきこと」という意見に変わってきた。
- 人口が 5,000～10,000 人の町村の定数が 18 名だった（地方自治法改正前）のを受けて、10,000 人を 18 で割返すと、議員一人当たりの人口が約 550 人となる。この数値を使い導いた定数は、平成 32 年の推計人口（6,600 人）で 12.0 人。まだまだ今の定数でいけるということだ。
- 少なくとも、経費削減を理由に議員定数を削減することには反対。
- 少なくとも「無競争だから…」が理由にはならない。議会運営の面から考えれば、もしかしたら定数８でも議会は成立するかもしれない。それより重要なのは、町民の幸せ実現のために活動できる適正な定数はいったい何人なのかということだ。

（２）結論

以上のように、「12 人の定数を維持すべき」という意見と「一人ないし二人は減らすべき」という意見に分かれ、それぞれの理由を述べ合い激しい議論が交わされた。

岡﨑議長及び鈴木光一議会活性化特別委員会委員長を除く 9 人の委員で記名投票を行った。

①現状維持（定数 12）…5 人

石井喜久男、阿部為吉、柴田喜久雄、長岡裕二、小関崇夫

②1 減（定数 11）…4 人

細谷秀明、白田忠一、松尾正二、鈴木義昭

以上の結果、議員定数は「現状維持(12 人)」に決定。

７．議員活動の長期休止における報酬減額

今後更なる検討が必要である。

８．議決事件の条例化

総合発展計画や基本構想などのような議会の議決を要しない案件であっても、「議決事件として挙げてください」と議決すべき事件にするもの。箍をはめる効果が期待される。議会基本条例の中に盛り込むか、単独で条例化するか。今後検討する。

９．議会の災害対応

災害発生時における議会の危機管理体制について協議。町が災害対策本部を設置した際に、議会として支援すべく町議会災害対策会議を設置する。早急かつ的確な意思決定を行う体制を構築することや、議員が速やかに本会議等に応招できるよう、安否の報告を議員の役割とするなど、災害対策本部との連携や議員の対応等について、「朝日町議会災害対策会議設置要綱（21,22 頁；資料１）」を策定した。

10. 伊勢志摩サミットの会食に採用された朝日町ワインを讃えて

（１）「朝日町ワインが伊勢志摩サミットで公式な会食に選定されたことに対する感謝決議」を採択した。

（２）採択した「感謝決議」をA2 版のポスター（23 頁；資料２）にし、町内の公共施設を始め朝日町ワインを販売する店舗に配布した。

サミット会場の「志摩観光ホテル」左端がシニアソムリエの杉原正彦氏

（３）平成 29 年 1 月 17 日（火）～19 日（木)、伊勢志摩サミットの会場となった「志摩観光ホテル」を訪問。選考委員の一人でもある同ホテルのシニアソムリエ杉原正彦氏を始め関係各位に、作成したポスターを持参しながら改めて感謝の意を伝えた。

また、朝日町ワインの選考にあたっては、審査員全員満場一致で一番に決定されたとの話しを聞き、改めて朝日町ワインの品質の高さを実感した。

（４）有限会社朝日町ワインからの紹介で、割烹料理店と仲卸業者さんへの朝日町ワインの売り込みも行ってきた。今後においても議会として、町のひとつの顔である朝日町ワインを一層発展させるために、何ができるのか考えていかなければならない。

伊勢市の割烹料理店での朝日町ワインの売り込み

11. 議会広報の充実

議会活動が見えないと言われる。これでは何事にも町民の理解が得られない。議会活性化に向けて審議してきた内容をいかにして分かりやすく町民に伝えていくか。広報手段の充実を図っていく必要がある。そのためのモニター制度、アドバイザー制度の導入については、今後継続して調査検討する。

12. 模擬議会の開催

町民参加型の開かれた議会の実現や、小さい頃から議会に関心をもってもらう意味でも、子ども議会を開催できないか。今後継続して調査検討する。

（資料１）

朝日町議会災害対策会議設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、朝日町議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この要綱は、朝日町において大規模災害の発生時又は発生するおそれが生じたときに、朝日町議会及び朝日町議会議員（以下「議員」という。）の対応等を定めることにより、朝日町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携を密にし、被害の拡大防止及び復旧に寄与することを目的とする。

（設置）

第３条　朝日町議会議長（以下「議長」という。）は地震その他の災害（以下「災害」という。）により朝日町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、これに協力するため、朝日町議会内に議会災害対策会議を設置できるものとする。

２　議長は、災害対策会議を招集したときは、災害対策本部に連絡する。

３　災害対策会議は、議員控室に置く。ただし、議員控室が使用できない場合は、災害対策本部と協議のうえ、議長が別に定める場所に置く。

（議員の対応）

第４条　議員は、災害対策会議が設置されたときは、災害対策会議に対し、自己の安否及び居所又は連絡場所を明らかにした後、状況に応じ被災地及び避難所等の情報収集及び諸活動支援に従事又は災害対策会議に参集するものとする。

２　前項に掲げるもののほか、災害対策会議が招集された場合は、その決定に基づき行動するものとする。

（災害対策会議の役割）

第５条　災害対策会議は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

（１）議員の安否、状況の確認に関すること。

（２）災害情報の収集・整理に関すること。

（３）議員及び災害対策本部との連絡調整に関すること。

（４）災害対策本部への協力に関すること。

（５）他自治体の議会対応に関すること。

（６）災害対策本部への要望及び提言並びに国、県、地元選出国・県会議員その他関係機関に対する要望活動に関すること。

（７）前各号に定めるもののほか、当該災害に関し議長が特に必要と認めること。

（組織等）

第６条　災害対策会議は、議長、副議長、及び各常任委員長をもって構成する。

２　議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

３　副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第７条　災害対策会議は、議長が参集基準に基づき招集する。
２　議長は、必要に応じ、その他議員の出席を求めることができる。
（災害対策本部への要請等）
第８条　災害対策本部への要請及び提言については、緊急の場合を除き、議長を通じて行う。
（災害対策本部との協議）
第９条　災害対策本部から災害対応への支援要請を受けた場合は、緊急の措置を要する場合を除き、災害対策会議において協議のうえ対処するものとする。
２　災害対策本部から緊急の判断を求められた場合は、議長及び副議長が協議の上、対処できるものとする。
（本会議等における対応）
第 10 条　本会議開会中に災害が発生した場合、議長は、必要に応じ会議を休憩又は散会するとともに、町議会事務局に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
２　委員会開会中に災害が発生した場合、委員長は、前項と同様の措置をとるものとする。
（庶務）
第 11 条　災害対策会議の庶務は、議会事務局が処理する。
（町議会事務局の役割）
第 12 条　町議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。
（１）町議会事務局長は、災害対策本部において得た情報を議長へ報告する。
（２）町議会事務局職員は、上司の命を受けて町議会及び議員の災害対策の支援に従事する。
（その他）
第 13 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附　則
この要領は、平成２９年２月２１日から施行する。

（資料２）

朝日町ワインが伊勢志摩サミットで公式な会食に選定されたことに対する感謝決議

Ⅴ．おわりに

今回の報告事項のほかにも、今後更に調査、検討を行っていかなければならないことが数多くあります。今回の報告内容についても、実施した結果、見直しが必要になってくる場合も当然出てくるものと考えられます。優先して協議するとしていた議員報酬と議員定数については、今後の議会運営に大きく関わってくる最重要課題と捉え、それぞれの事項について各委員が真剣になって意見を述べ合い最終的な結論を導きました。「町民の幸せのための議会活動」その実現のためには、いつ、誰が、何をすべきか、という責任と誇りを常に意識しながら活動に努めていくことの重要性をも再認識したところです。

地方自治の一翼を担う議会は、町民参加と情報公開を進め、町民からの信頼を得なければなりません。それには確固たる理念と実効性、継続性のある議会のルールが明記された議会基本条例の制定が必要不可欠です。具体的には、①議会報告会を始めとする町民参加と町民への情報発信、②首長と独立・対等の立場で責任を果たす議会、③積極的に政策提言する議会、これらを基本理念として議会基本条例の制定に取り組み、町民から真に信頼される議会を目指していきます。

朝日町議会活性化特別委員会

委員長	鈴木光一		
副委員長	長岡裕二		
委員	細谷秀明	石井喜久男	白田忠一
	松尾正二	鈴木義昭	阿部為吉
	柴田喜久雄	小関崇夫	